

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

呉市は、国民健康保険関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

呉市長

## 公表日

令和3年9月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法等に基づき、国民健康保険の資格、賦課、収納、滞納管理及び給付の事務を行う。 ①被保険者の資格の管理、被保険者証等の交付 ②国民健康保険料の賦課事務 ③国民健康保険料(税)の徴収及び滞納管理事務 ④医療給付に関する事務及び高齢受給者証、限度額適用認定証等交付事務 ⑤オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得事務
③システムの名称	国民健康保険システム(MISALIO)、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ、国保情報集約システム、医療保険者向け中間サーバ等
2. 特定個人情報ファイル名	
・国民健康保険システム(MISALIO)関係【平成30年3月適用開始】 1 宛名特定個人情報ファイル, 2 国民健康保険特定個人情報ファイル, 3 国保給付特定個人情報ファイル, 4 収納特定個人情報ファイル, 5 滞納管理特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第一の30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <div style="float: right; text-align: right;">             &lt;選択肢&gt;              1) 実施する              2) 実施しない              3) 未定           </div>
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 1 番号法第19条第8号、別表第二の1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,80,87,88,93,97,106,109及び120の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「番号法別表第二主務省令」という。)第1,2,3,4,5,15,19,20,25,33,43,44,46,49及び55条の2  (情報照会の根拠) 1 番号法第19条第8号、別表第二の42,43,44及び45の項 2 番号法別表第二主務省令第25,25の2,26条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	呉市 福祉保健部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	呉市 福祉保健部 保険年金課 管理グループ 737-8501 呉市中央4丁目1番6号 (0823-25-3151)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	呉市 福祉保健部 保険年金課 管理グループ 737-8501 呉市中央4丁目1番6号 (0823-25-3151)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月28日	I 1. ③ システムの名称	国民健康保険システム(COKASX), 国保総合システム, 団体内統合利用番号連携サーバー	国民健康保険システム(COKASX)【平成30年3月適用終了】, 国民健康保険システム(MISALIO)【平成30年3月適用開始】, 番号連携サーバー(団体内統合宛名システム), 中間サーバー, 国保情報集約システム【平成30年3月適用開始】	事前	
平成29年12月28日	I 2. 特定個人情報ファイル名	1 資格情報ファイル 2 賦課情報ファイル 3 給付情報ファイル 4 収納情報ファイル 5 滞納情報ファイル 6 宛名情報ファイル	<p>・国民健康保険システム(COKASX)関係【平成30年3月適用終了】</p> <p>1 資格情報ファイル, 2 賦課情報ファイル, 3 給付情報ファイル, 4 収納情報ファイル, 5 滞納情報ファイル, 6 宛名情報ファイル</p> <p>・国民健康保険システム(MISALIO)関係【平成30年3月適用開始】</p> <p>1 宛名特定個人情報ファイル, 2 国民健康保険特定個人情報ファイル, 3 国保給付特定個人情報ファイル, 4 収納特定個人情報ファイル, 5 滞納管理特定個人情報ファイル</p>	事前	
平成29年12月28日	I 4. ②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠)</p> <p>1 番号法第19条第7号, 別表第二の1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,80,87,88,93,97,106,109及び120の項</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「番号法別表第二主務省令」という。)第1,2,3,4,5,19,20,25,33,43,44,46条</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>1 番号法第19条第7号, 別表第二の42,43,44及び45の項</p> <p>2 番号法別表第二主務省令第25,26条</p>	<p>(情報提供の根拠)</p> <p>1 番号法第19条第7号, 別表第二の1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,80,87,88,93,97,106,109及び119の項</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「番号法別表第二主務省令」という。)第1,2,3,4,5,15,19,20,25,33,43,44,46,49及び55条の2</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>1 番号法第19条第7号, 別表第二の42,43,44及び45の項</p> <p>2 番号法別表第二主務省令第25,25の2,26条</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月28日	II 1. 対象人数	1万人以上10万人未満 (平成27年8月1日 時点)	1万人以上10万人未満 (平成29年10月1日 時点)	事後	
平成29年12月28日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年8月1日 時点	平成29年10月1日 時点	事後	
平成31年1月4日	個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言	平成30年3月に国民健康保険システ (COKASX)から国民健康保険システム (MISALIO)へのシステム更新が計画されてい る。	平成30年3月に国民健康保険システ (COKASX)から国民健康保険システム (MISALIO)へのシステム更新が実施された。	事後	
平成31年1月4日	I 1. ③ システムの名称	国民健康保険システム(COKASX)【平成30年3 月適用終了】、国民健康保険システム (MISALIO)【平成30年3月適用開始】、番号連携 サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サー バ、国保情報集約システム【平成30年3月適用 開始】	国民健康保険システム(MISALIO)【平成30年3 月適用開始】、番号連携サーバ(団体内統合宛 名システム)、中間サーバ、国保情報集約シス テム【平成30年3月適用開始】	事後	
平成31年1月4日	I 2. 特定個人情報ファイル名	・国民健康保険システム(COKASX)関係【平成 30年3月適用終了】1 資格情報ファイル, 2 賦 課情報ファイル, 3 給付情報ファイル, 4 収納 情報ファイル, 5 滞納情報ファイル, 6 宛名情 報ファイル ・国民健康保険システム(MISALIO)関係【平成 30年3月適用開始】1 宛名特定個人情報ファイ ル, 2 国民健康保険特定個人情報ファイル, 3 国保給付特定個人情報ファイル, 4 収納特定 個人情報ファイル, 5 滞納管理特定個人情報 ファイル	・国民健康保険システム(MISALIO)関係【平成 30年3月適用開始】1 宛名特定個人情報ファイ ル, 2 国民健康保険特定個人情報ファイル, 3 国保給付特定個人情報ファイル, 4 収納特定 個人情報ファイル, 5 滞納管理特定個人情報 ファイル	事後	
平成31年1月4日	I 5. ③ 所属長の役職名	保険年金課長 山川 聡吉	保険年金課長		
平成31年1月4日	I 7. 連絡先	呉市 福祉保健部 保険年金課 管理グループ 737-8501 呉市中央4丁目1番6号 (082 3-25-3103)	呉市 福祉保健部 保険年金課 管理グループ 737-8501 呉市中央4丁目1番6号 (082 3-25-3151)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月4日	I 8. 連絡先	呉市 福祉保健部 保険年金課 管理グループ 737-8501 呉市中央4丁目1番6号 (082 3-25-3103)	呉市 福祉保健部 保険年金課 管理グループ 737-8501 呉市中央4丁目1番6号 (082 3-25-3151)	事後	
平成31年1月4日	II しきい値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	平成29年10月1日 時点	平成30年12月1日 時点	事後	
平成31年1月4日	II しきい値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年10月1日 時点	平成30年12月1日 時点	事後	
平成31年1月4日	IV リスク対策		追加	事後	
令和2年7月1日	I 1. ② 事務の概要	国民健康保険法等に基づき、国民健康保険の資格、賦課、収納、滞納管理及び給付の事務を行う。 ①被保険者の資格の管理、被保険者証等の交付 ②国民健康保険料の賦課事務 ③国民健康保険料(税)の徴収及び滞納管理事務 ④医療給付に関する事務及び高齢受給者証、限度額適用認定証等交付事務	国民健康保険法等に基づき、国民健康保険の資格、賦課、収納、滞納管理及び給付の事務を行う。 ①被保険者の資格の管理、被保険者証等の交付 ②国民健康保険料の賦課事務 ③国民健康保険料(税)の徴収及び滞納管理事務 ④医療給付に関する事務及び高齢受給者証、限度額適用認定証等交付事務 ⑤オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得事務	事前	事務の追加による
令和2年7月1日	I 1. ③ システムの名称	国民健康保険システム(MISALIO)【平成30年3月適用開始】、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ、国保情報集約システム【平成30年3月適用開始】	国民健康保険システム(MISALIO)、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ、国保情報集約システム、医療保険者向け中間サーバ等	事前	事務の追加による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月1日	I 4. ②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠)</p> <p>1 番号法第19条第7号, 別表第二の1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,80,87,88,93,97,106,109及び119の項</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「番号法別表第二主務省令」という。)第1,2,3,4,5,15,19,20,25,33,43,44,46,49及び55条の2</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>1 番号法第19条第7号, 別表第二の42,43,44及び45の項</p> <p>2 番号法別表第二主務省令第25,25の2,26条</p>	<p>(情報提供の根拠)</p> <p>1 番号法第19条第7号, 別表第二の1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,80,87,88,93,97,106,109及び120の項</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「番号法別表第二主務省令」という。)第1,2,3,4,5,15,19,20,25,33,43,44,46,49及び55条の2</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>1 番号法第19条第7号, 別表第二の42,43,44及び45の項</p> <p>2 番号法別表第二主務省令第25,25の2,26条</p>	事後	見直しによる修正
令和2年7月1日	II しきい値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	平成30年12月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年7月1日	II しきい値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年12月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠)</p> <p>1 番号法第19条第7号, 別表第二の1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,80,87,88,93,97,106,109及び120の項</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「番号法別表第二主務省令」という。)第1,2,3,4,5,15,19,20,25,33,43,44,46,49及び55条の2</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>1 番号法第19条第7号, 別表第二の42,43,44及び45の項</p> <p>2 番号法別表第二主務省令第25,25の2,26条</p>	<p>(情報提供の根拠)</p> <p>1 番号法第19条第8号, 別表第二の1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,80,87,88,93,97,106,109及び120の項</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「番号法別表第二主務省令」という。)第1,2,3,4,5,15,19,20,25,33,43,44,46,49及び55条の2</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>1 番号法第19条第8号, 別表第二の42,43,44及び45の項</p> <p>2 番号法別表第二主務省令第25,25の2,26条</p>	事前	法改正に伴う見直しによる